

議 長 日程第2「議案第43号松田町情報公開条例の一部を改正する条例」について、
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
平成30年9月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、町政に対する町民参加を促進するとともに、町政における透明性・公正性を向上させるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、細部につきまして説明をさせていただきます。今回の情報公開条例の改正におきましては、10月1日に施行されます松田町自治基本条例の住民とともにまちづくりを行っていくという趣旨の中で、住民に対して積極的に情報公開し、町政に参画していただくことを含めまして、本条例の中に会議の公開の規定を設けるものでございます。それによって、透明性・公平性の向上を図るために条例の一部改正を行うというものでございます。

それでは、1ページおめくりください。松田町情報公開条例の一部を改正する条例。松田町情報公開条例（平成13年松田町条例第13号）の一部を次のように改正する。

1枚おめくりいただきまして、参考資料の新旧対照表がございますので、この表で説明をさせていただきます。左側が改正案、右側が現行条文でございますので、比較しながらごらんいただきたいと思います。

まず、目次の第4章、会議の公開、第21条を追加いたしまして、第4章の雑則を第5章とするものでございます。第1条、目的でございますが、現行の下線部分の「行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより」という部分をですね、改正案といたしましては、「会議の公開」を追加することとで、さらに情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めることを条文に追加してございます。

第4章、会議の公開でございます。次のページをごらんください。第21条に会議の公開を追加するものでございます。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして設置する附属機関及びこれに準ずるものです。（以下「審議

会等」という)の会議は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。第1号、他の法令等に特別の定めがあるとき。第2号、非公開情報について審査、審議、調査等をするとき。第3号、公開することにより公正または円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部または一部を公開しないとしたとき。新規にする、追加する条文でございます。以下に、現行の21条から28条までにつきましては、追加により1条ずつ繰り下げる改正でございます。

本文2ページにお戻りいただきしたいと思います。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 2点ですね、お伺いをしたいと思います。

まず、第4章の中で会議の公開とあります。この会議の公開についてですね、趣旨は今、説明があったとおりでと思いますけれども、これをですね、情報公開条例の一部を改正する条例の中で、規定をただけでは実際的にですね、例えば臨時の会議とか、各種委員会が開かれた場合にですね、そういったものを町民、住民または関係者に周知するというのが実際ですね、掲示板を見ればわかるでしょうけれども、余り現実的ではないというふうに思われます。ぜひその会議の公開に対して、この条例がですね、議決された上で、実質的な住民に対する公開の方法があればですね、教えていただきたいと思います。

あと1点ですね。公開の対象となる会議等についてなんですけれども、前にですね、その内容についてのどういった会議が該当するかという説明がありましたけれども、教育委員会の取り扱いについてですね、再度お教え願いたいと思います。

総 務 課 長 お答えいたします。まず1点目の公開の方法ですが、情報公開条例の中に会議の公開を追加することで、基本的に会議は原則公開という考え方でございますが、やはりそれを町民の方に周知する方法としては、会議が臨時で急遽開かれるといったような場合も想定されますので、その際にはですね、やはり町のホームページ、期間がある場合には広報等でもお知らせできますが、お知らせ

号を使った中で周知することは可能ですが、基本的には町のホームページを利用して周知をしていくことになろうかというふうに思っております。

それから、2点目の御質問ですけれども、教育委員会の取り扱いということで御質問かと思いますが、基本的にですね、教育委員会はですね、行政委員会として特別の機関でございます。教育委員会は、その上位法で町長部局とは違った部分での行政委員会、行政機関としての位置づけがございますので、教育委員会ですとか選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価委員会というようなところはですね、行政委員会としての位置づけですので、法律に基づくところでの要は組織というふうになると思います。

3 番 井 上 後段の教育委員会についてとかですね、その以外ですね、農業委員会、選挙管理委員会等で、この情報公開条例の一部改正する条例は、基本的には住民にですね、そういう今まで内部で行われていた会議を周知をするという目的だと思います。そういう行政機関の会議であるから、それを公開しないというのは、やはりこの議会自体がもう住民に対してですね、開かれた議会ということで、傍聴は可としているわけですね。教育委員会はそういった行政機関の会議なので公開しないのかということはどうですか、その内容によって定めて、公開できるものは公開するようにするという考え方が望ましいのではないかと。例えばそれぞれの今言われた行政機関の会議の中でですね、それぞれの住民の利害等が絡む場合が十分あります。教育委員会は特に今、教育の問題というのは大きな関心の的となっているところもあると思います。そういった中でですね、そういう法律で定められているから公開をしないんだではなく、そういうことを住民に対して望まれている、住民が望んでいるからやるべきではないかなというふうに思いますので、再度御回答をお願いをしたいと思います。

1点目のですね、公開の方法について、についてはホームページでということとは、当然そういった回答が出るかなというふうに思いました。きのうの本会議の中で、防災に対してはですね、安心メールというふうな形で対応しているということで、なかなかホームページを見ることはできない人はかなり多いと思います。ぜひですね、安心メールのようなみずから会議の公開メール、仮称ですね。というふうな制度をですね、安心メールの制度を利用すればですね、

会議公開メールというものもできて、そこに登録すれば携帯とかスマホにですね、いついつ、何の会議が行われますという情報だけでもですね、届くということで、それに対しての可能性の2点ですね、お伺いをいたします。

総務課長 まず1点目の教育委員会の件でございますが、ちょっと説明が不足しています、申しわけありませんでした。行政機関ということで教育委員会については、要は政治的中立性の確保ですとか、公平・公正な行政を確保するといったところでの機関ですので、特別の要は法律のほうの定めによって行われている機関ということです。ですので、会議の公開をしないということではなくて、そういった位置づけのある機関ですよという話です。ですので、教育委員会または選挙管理委員会、農業委員会ともにですね、それらの行政機関であっても基本的に会議は公開というのが原則になろうかと思えます。ただ、それを取り扱う審議内容によっては一部非公開になる可能性もあらうと思われまので、そのように御理解をいただければと思います。

それから、あと公開の方法の周知の関係ですが、やはり今回の情報公開条例の会議公開を追加したことによって、そのことはまず町民の方に知らせるべきだと思っておりますので、まずはそれをホームページまたは広報を使って町の会議については公開していきますという内容は周知させていただきたいというふうに考えてございます。

それと、その以降のですね、会議の公開の周知については、今、井上議員のほうからスマホ等を使ったですね、安心メールのような通知をとということですが、これについては今、ちょっと検討はしておりませんが、今後ですね、その辺についてはまた研究をさせていただきたいということでお答えさせていただきますが、先ほど申しましたように、やはりホームページで周知するのが一番早い方法かなというふうに思っておりますので、ほかの方法も考えながらですね、まずはそういうホームページで周知していく方法で取らせていただければというふうに思っております。以上です。

3番井上 ありがとうございます。1点目の教育委員会のほうはですね、そういったことであればですね、そういった部分も含めてホームページ等の中でいついつ会議が行われますということですね、徹底をしていただければと思います。

あとですね、公開、会議の公開をですね、メール等で登録して対応できないかということに関してはですね、行政上の言葉で検討しますとかですね、可能性をというふうな話というのはなかなか現実味がない方向性もありますけれども、ぜひですね、その辺の実現をお願いをするとともにですね、例えば今現在、町のホームページの中で、カレンダーというですね、便利な機能があります。でも、その中にですね、入っていて、例えばきょうの日を見て、出てきているのは本当に議会ぐらいしかないんですね。何で会議がいろいろあるのにですね、とかイベントがあるのに、あの中にカレンダーの中に載っていないのか。まずはその辺もですね、含めまして、そういうさまざまな会議とか、日々行われるイベントを町のホームページの中で各課のですね、詳細なところを見ればわかるかもしれませんが、大変わかりにくいと私は思います。ぜひカレンダーの中の会議、イベントを充実させることをまずですね、やっていただくことをお願いをしまして、質問は以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 ほかに。

2 番 田 代 初めに、理事者の方、また関係者のこの改正に携わりました所管の方に御礼申し上げます。と申し上げますのが、この条例改正については3月に自治基本条例の関係で修正案で議会が二分したと思います。そのときの論点がこの会議の公開ですか、これについて自治基本条例の中で入れるのか、修正案で入れるのか、また既存の情報公開条例を改正するのかということまで議論が真っ二つに分かれたと思います。その中でこの半年間の間に十分やっていただいて直していただいたこと、本当にありがたいと思います。迅速な対応であったと思います。結果的には二分しましたけれども、こういったことで条例が直されたことによって、住民の方に会議の公開が周知されるということは、開かれた行政が一步進んだのかなというふうに感じております。

その中で1点質問させてください。町のホームページで公開ということをお話しされたんですけども、比較的潜ってしまうケースがあるんで、ぜひこれは大見出しをつかって、一つの行政としての目玉なんでね、会議の公開というふうなことで、わかりやすい位置をお願いしたいということです。これについ

ては迅速に対応できるかなど。これが1点です。

それと、あと公開されて、それを傍聴しようとする方の立場から考えると、やはりある程度日数が欲しいわけです。そうすると、考えられるのが関係委員、会議の構成メンバーに文書を発送しますよね。その日で掲載していただければありがたいんですけども、この2点について、どういうふうに執行部は考えているか、よろしくをお願いします。

総務課長 全庁的な話ですので、私のほうからお答えさせていただきます。町のホームページへの会議の公開、大きい、要はカテゴリーをつかって、その中で運用していくという話ですが、これについては可能かと思しますので、所管課のほうにお話をさせていただき、早速これについては取り組んでいきたいというふうに思っております。

2点目の、それから要は会議を公開する期間といいますかね、少し間をあけないとなかなか参加がしづらいということですが、これについてはそのホームページをつくることによって、通知を出す段階で掲載することは可能かと思しますので、これについてもそれぞれの全庁的になりますので、各課のほうにですね、通知をさせていただき、周知させていただきながらですね、取り組んでいきたいというふうに思っております。

2番田代 1番目のホームページの関係の大見出し、これについてはぜひそういう形でお見出ししたいと思います。それと、あとはそのホームページにアップする日なんですけれども、例えば委員さんについてから3日、4日たって、それを逆の後で知った場合に、やはり開かれた行政からすると、少し後退しているのかなど。せっかく条例を制定しても、運用でおくれた形で住民に周知するということは、やはり生かされていないということですので、いろいろ事情はあるかもしれませんが、やはり文書を発送する日、イコール投函する日、イコール通知の発送する日付の日ですね。か、または翌日、そのくらいでアップしていただくことをお願いして、要望ということでぜひ実現していただきたいと思えます。終わります。回答は結構です。よろしくをお願いします。

議長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第43号松田町情報公開条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。